

令和 5 年 第 9 回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和5年9月26日(火) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（21件）

高農議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(15)
高農議第38号 相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと(1)
報告第31号 農地法第3条の3第1号の規定による届出のこと(5)
報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(4)

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	尾塩 昌昭
	事務員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課	課 長	松本 剛
-------	-----	------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第9回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第37号～第38号の16件、報告第31号～報告第32号の9件、併せて25件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。（時候の挨拶） それでは第9回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により **6番 野村委員さん、及び 8番 駒井委員さん**、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第37号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」**を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第37号は農地法第3条第1項の許可申請で、15件ございます。
- 3～15番については、同様の申請人のため、後ほど説明いたします。まず、1番、2番について説明いたします。
- （高農議第37号、 1番～2番を読み上げる）
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、申請番号1番と2番の地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀・北浜地区お願いします。
- 9番 事務局の説明通りで、阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 12番 事務局の説明通りで、北浜地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 異議の声がありませんので、続いて3番～15番について事務局説明願います。
- 事務局 （高農議第37号、 3番～15番を読み上げる）
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 申請者が初めての農業であること、規模が大きいことから、会長、副会長、北浜地区代表の農業委員2名、事務局3名で聞き取り調査を行いました。申請者は鹿島興産の社長であります。個人として農業を行う予定です。聞き取り調査では、申請に至るまでの経緯等を伺いました。初めは、JR 曾根駅南側にあるはりま自動車教習所移転のために農地を購入しており、申請地に関しては、全て鹿島興産が仮登記をしています。しかし、当初の移転の計画がなくなり、本人も、教習所の移転は一切ないと主張しています。そこで、仮登記をしている農地をなにか利用する方法はないかと考えた結果、果樹を栽培することとなりました。理由と

しては、鹿島殿で行っている加工事業で、地元で収穫したものを加工して販売するため、レモンを栽培し、そのために農地を利用したいということでした。

一回目の聞き取り調査では、営農計画書が不十分な状態だったため、一度取り下げた上で再度提出するように依頼しました。

二回目の聞き取り調査では、新たに提出された営農計画書をもとに、聞き取りを行いました。

(営農計画書の説明)

新たに提出された営農計画書では、緑肥を植え、その後、約2年間で順次植え付けを行う計画です。最終的に、レモンは144本栽培する予定です。今後の方針については、農地を増やしていきたい、最低でも5年間は必ず果樹を栽培するということです。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。北浜地区お願いします。

12番 事務局の説明通りです。北浜地区委員としても問題ないと思います。

議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

3番 譲渡人の高齢者は何名いますか。また、譲受人の耕作者14名の内訳について教えてください。

議 長 譲渡人の13名の年齢ですが、90歳以上の方が1名、80歳以上が2名、70歳以上の方が4名、60歳以上の方が4名、他2名は不明です。

事務局 譲受人の耕作者14名のうち2名は、農業経験があります。また、常時雇用が5名、そのなかにレモンを栽培している方が1名います。さらに、繁忙期には臨時で5名雇用します。レモンの経験がある申請者の弟を中心とし、農業協同組合等、農業の専門家と相談しながら果樹を栽培するように促しています。

10番 今回の申請ですぐに転用することはないのか。

事務局 2回の聞き取り調査をしましたが、すぐに転用することはないと思います。

3番 3条で所有権移転した後に、数年後に転用することは可能なのか。関与することはできないのか。

事務局 転用の届出が出てきたら断ることはできません。3条で所有権移転した場合、最低1年は耕作してもらうように伝えています。

議 長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。高農議第37号を承認してよろしいか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、高農議37号は承認されました。

続きまして高農議第38号「相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局 高農議第38号は、相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のことです、1件ございます。

議 長 (高農議第38号、読み上げる)

12番

事務局

議長

各委員

議長

事務局

議長

3番

事務局

議長

各委員

議長

事務局

議長

各委員

議長

事務局の説明が終わりました。

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
相続人はすでに亡くなっており、納税猶予は切れているのではないのでしょうか。

相続人が亡くなった時に切れるはずですが、死亡届が税務署に届いていないのかわかりませんが、税務署から照会がきたため、回答しております。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議の声がありませんので、高農議第38号は承認されました。
続きまして報告第31号「農地法3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第31号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、5件ございます。

（報告第31号、1～5番を読み上げる）

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
相続の届出について、権利を取得した日から10か月以内に届出を出すことになっていますが、期間を過ぎた場合は、罰則などがありますか。

今回の届出では、10か月以内に提出されているものが3件、10か月を過ぎたものが2件あります。詳細について、確認します。

他にご質問ございますか。

なし。

続きまして報告第32号「農地法5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第32号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、4件ございます。

（報告第32号、1～4番を読み上げる）

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

（以上）

終了時刻 午前11時15分

議事録署名委員

野村 富夫委員

駒井 隆彦委員